

身体拘束等の適正化のための指針

2022年4月1日制定

1. 身体拘束等*の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 社会福祉法人修光学園（以下、当法人）では、理念や基本方針に則り、全ての人の人権が守られる社会を目指し、特に、当法人の運営する事業所のご利用者に対するあらゆる虐待行為は行わないという共通理解を職員一人ひとりが持つことを強く求めます。
- (2) 職員は、身体拘束等の行為が身体的虐待、心理的虐待に該当することを理解し、身体拘束等を安易に正当化することなく、拘束等の廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとします。また、法人で定める倫理綱領を、自分たちの行動指針として心に留めて支援にあたります。
- (3) 身体拘束等の廃止が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自主性の尊重」「自立支援」といった観点でとらえ、個別支援を重視したサービスの質の向上を目指すものとします。

*身体拘束等：身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

2. 身体拘束等の適正化のための委員会その他事業所内の組織について

当法人では、法で定める障害者虐待の防止等のための措置としての虐待防止委員会、ならびに身体拘束等の適正化のための方策を検討する委員会の役割を「サービス向上委員会」が担うものとします。

委員会において協議検討、決定された事項は、議事録の開示並びに説明により職員に報告することとします。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修について

当法人では、研修委員会・サービス向上委員会を中心に、職員に対して人権尊重、虐待防止を目的とした研修を実施します。研修内容には身体拘束等の適正化を目的としたものを含むこととし、以下の時期に実施します。

- ・新規採用時研修（採用時）
- ・全体職員研修（毎年9月）
- ・外部研修への参加、その他の必要な教育、研修（随時）

4. 緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合の手順及び身体拘束等発生の報告等のための方策について

緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たしていることを確認した上で、以下の手続きをとります。

- (1) カンファレンスの実施

- (2) 利用者本人や家族等代理人に対しての説明と同意
- (3) 拘束等の実施
- (4) 観察と記録
- (5) 拘束等の解除に向けた検討
- (6) 拘束の解除と再発防止のための検討
- (7) 報告

なお、報告に関しては、拘束時の記録、検討した内容等を中心に、利用者本人や家族等代理人、サービス向上委員会、運営会議に対して実施するものとします。

5. 利用者又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として事業所に備えおき、利用者または利用者家族等代理人、関係者等からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当法人職員対象の研修の他、地域の他法人、施設等に対しても、自立支援協議会や事業者団体の活動を通じて研修・情報交換の場を設ける等により、互いに研鑽を深め、虐待防止・身体的拘束等の適正化が地域において深まっていくよう努めることとします。

以上

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明と同意書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない。
 C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法(場所、内容等)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始時間及び解除の予定	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

上記のとおり実施いたします。

20 年 月 日

(事業所名)

(職名)

記録者

ご利用者・ご家族記入欄

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

同意年月日 20 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

